

大 個 審 第 2 4 号
(答 申 第 1 5 号)
平成 1 1 年 3 月 2 3 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 1 年 3 月 1 1 日付け福指第 9 1 5 号で諮問のありました死没旧軍人軍属の個人情報の遺族等への提供事務に係る大阪府個人情報保護条例 (以下「条例」という。)第 8 条第 1 項第 7 号に規定する個人情報の目的外利用・提供禁止に係る例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることが前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 死没旧軍人軍属の個人情報は、当時軍機保持のため遺族にほとんど提供されていないものであり、今日亡き肉親の供養や慰霊等のために遺族等が情報提供を求める心情も社会通念上理解できるところです。
- 2 しかしながら、恩給等給付金の請求を行う遺族に対する情報提供という当初の事務の目的以外に個人情報が予想されないながれで行き交うおそれもあること、また、実施機関が保有する兵籍記録等の中には、本人の名誉を傷つけるおそれのある情報が含まれている場合もあることから、提供に関する取扱要項を定めるほか、国及び地方公共団体に対して提供するにあたっては、条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、必要な個人情報の保護措置を講ずるよう求めるなど、死者本人の権利利益の保護に配慮して行うこと。
- 3 なお、援護事業の実施に伴い、同一実施機関内で目的以外に利用する場合で、条例第 8 条第 1 項第 5 号の「所掌事務の遂行に必要かつ不可欠なものであり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない」の規定を適用するときは、これらの要件の適合性について十分検討の上、慎重な取扱いに努めるほか、業務委託を行うときは、委託先に対して業務目的以外の利用を禁止するなど、条例第 1 0 条の趣旨に則り、個人情報保護のために必要な措置を講じること。